

広川町公告

ネイティブテキスタイル産地プロジェクト支援業務委託について、公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和7年5月12日

広川町長 氷室 健太郎

1. 業務概要

- ①業 務 名 ネイティブテキスタイル産地プロジェクト支援業務
- ②業務場所 ・広川町移住定住促進センター兼滞在交流施設「Orige」
広川町大字吉常 30 番地 2
・広川町ものづくり研究所「Hodoku」
広川町大字水原 946 番地 10
- ③業務内容 「ネイティブテキスタイル産地プロジェクト支援業務委託 仕様書」のとおり
- ④履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

2. 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たし、本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な業務遂行能力を有している者とする。

- ①地域振興や行政支援に関する専門的知識を有すること
- ②令和7年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、類似業務の実績があること。未登録の場合、参加表明書の提出までに登録すること。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- ④広川町指名停止等措置要綱(平成25年広川町要綱)の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。(更生計画の認可が決定した場合、または再生計画の認可決定が確定した場合を除く。)
- ⑥参加者または参加者の役員等(役員としては登記又は提出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑦国税及び地方税を滞納していない者。

3. 選定条件

参加表明書の提出後に「2. 参加資格要件」の確認を行い、要件を満たした者に対して企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。その審査・採点による総評点により順位を付け、受託候補者を選考する。

ただし、応募者が5人以上ある場合は、参加表明書等の審査によりプレゼンテーション及びヒアリングの対象者を選定することがある。

また、応募者が1者である場合であっても受託候補者の受託能力を測るため、審査要領に基づく審査を実施する。

4. スケジュール

内容	日程	摘要
プロポーザルの公告開始	令和7年5月12日（月曜）	本町のホームページに掲載
質問書の受付開始	令和7年5月12日（月曜）	提出方法：電子メール
質問書の提出期限	令和7年5月15日（木曜）正午まで	提出方法：電子メール
質問書への回答	令和7年5月16日（金曜）	本町のホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和7年5月20日（火曜）17時まで	提出方法：押印したものをPDF化したうえで電子メール（ただし到着確認を行うこと）
参加資格要件等の審査	令和7年5月22日（木曜）	参加者に結果を通知
企画提案書等の提出期限	令和7年5月26日（月曜）17時まで	提出方法：持参又は送付
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年5月29日（木曜）13時以降（予定）	詳細については参加者に通知
契約締結	令和7年6月上旬	

5. プロポーザル方式等の実施概要及び実施要領について

①実施要領等の配布

実施要領等は、広川町（福岡県）公式ホームページよりダウンロードすること。

②受託候補者の選定について

審査・評点の結果、確定した順位の最上位の者に本業務の優先契約交渉権を与える。ただし、この者が失格し又は契約交渉が不調となった場合は、次順位の者と契約交渉を行う。（以後受託者が決定するまで同様）

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考し、契約交渉を行う。

③その他

本プロポーザルに関する詳細は、「ネイティブテキスタイル産地プロジェクト支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。

6. 問い合わせ

広川町役場 産業課 商工観光係

電話番号：0943-32-1142 FAX 番号：0943-32-5164

電子メールアドレス syoukouganko@town.hirokawa.lg.jp